

○公益財団法人とちぎ建設技術センターが取り 扱う個人情報の保護に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人とちぎ建設技術センター（以下「技術センター」という。）の保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。第2号のロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。第4条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）（以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）（以下「委員会規則」という。）で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。

(4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成

したもの

ロ 電子計算機を用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの

(5) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等

ニ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(6) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(7) 保有個人データ 技術センターが、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(9) 匿名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じて定める措置を講じて特定の個人を識別することができないようにしたものをいう。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(10) 匿名加工情報取扱事業者 匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第22条第1項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第5号イからニまでに掲げる者を除く。

（利用目的の特定）

第3条 技術センターは、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 技術センターは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第4条 技術センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 技術センターは、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 技術センターは、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより技術センターの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(利用目的による制限)

第5条 技術センターは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第3条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 技術センターは、合併その他の理由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(適正な取得)

第6条 技術センターは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 技術センターは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要

配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項各号に掲げる者その他委員会規則で定める者により公開されている場合
- (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
(データ内容の正確性の確保)

第7条 技術センターは、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第8条 技術センターは、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講ずるものとする。

2 技術センターは、組織的安全管理のため、次に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 個人データ保護管理者の設置
- (2) 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- (3) 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備とその運用
- (4) 個人データ取扱事務登録簿の整備
- (5) 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- (6) 事故又は違反への対処について手続きの改善

3 技術センターは、人的安全管理のため、次に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 職員の採用及び委託契約時における非開示契約の締結
- (2) 職員に対する教育、啓発等の実施

4 技術センターは、物理的安全管理のため、次に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 入退室管理の実施
- (2) 盗難等に対する対策
- (3) 機器、装置等の物理的な保護

5 技術センターは、技術的安全管理のため、次に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- (2) 個人データへのアクセス制御
- (3) 個人データへのアクセス権限の管理
- (4) 個人データへのアクセスの記録
- (5) 個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策
- (6) 個人データの移送・通信時の対策
- (7) 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- (8) 個人データを取り扱う情報システムの監視
(職員の監督)

第9条 技術センターは、その職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第10条 技術センターは、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 技術センターは、個人データの保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するよう努めなければならない。

3 技術センターは、前項の規定を遵守するため、次に掲げる事項について委託契約時に明確にしておかなければならない。

- (1) 個人データの安全管理に関する事項
- (2) 個人データの漏えい等の事故が発止した場合の報告、連絡等に関する事項
- (3) 個人データの漏えい等の事故が発止した場合における技術センターと委託先の責任の範囲

(第三者提供の制限)

第11条 技術センターは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 技術センターは、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわら

ず、当該個人データを第三者に提供することができる。

イ 第三者への提供を利用目的とすること。

ロ 第三者に提供される個人データの項目

ハ 第三者への提供の方法

ニ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ホ 本人の求めを受け付ける方法

3 技術センターは、前項ロ、ハ又はホに掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 技術センターが利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 技術センターは、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなくてはならない。
(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 技術センターは、個人データを第三者（第2条第5号イからニまでに掲げる者を除く。）以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第11条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 技術センターは、前項の記録を、当該記録を作成した日から委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 技術センターは、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第11条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 技術センターは、第1項の規定による確認を行ったときは、委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 技術センターは、前項の記録を、当該記録を作成した日から委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 技術センターは、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(1) 技術センターの名称

(2) すべての保有個人データの利用目的（第4条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項の規定による求め、次条第1項、第16条第1項、第17条第1項及び

第2項の規定による請求に応じる手続並びに第20条第2項の規定による手数料の額

(4) 技術センターが行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 技術センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第4条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 技術センターは、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第15条 技術センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 技術センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 技術センターは、前項の規定に基づき請求を受けた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第16条 技術センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）の請求を受けたときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 技術センターは、前項の規定に基づき請求を受けた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第17条 技術センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 技術センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第11条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 技術センターは、第1項の規定による請求に係る 保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定による請求に係る 保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第18条 技術センターは、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の請求等に応じる手續）

第19条 技術センターは、第14条第2項の規定による求め又は第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による請求（以下この条において

「開示等の請求等」という。)に関し、次の各号に掲げるとおり、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

(1) 開示等の請求等の申出先

(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の請求等の方式

(3) 開示等の請求等をする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認方法

(4) 次条第1項に規定する手数料の徴収方法

2 技術センターは、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、技術センターは、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データを特定するに資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

4 技術センターは、前3項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続きを定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第20条 技術センターは、第14条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第15条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収する。

2 前項の規定による手数料の額は、別表のとおりとする。

(苦情の処理)

第21条 技術センターは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 技術センターは、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(匿名加工情報の作成等)

第22条 技術センターは、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 技術センターは、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理措置を講じなければならない。

3 技術センターは、匿名加工情報を作成したときは、委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4 技術センターは、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 技術センターは、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 技術センターは、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第23条 技術センターは、匿名加工情報(他の匿名加工情報取扱事業者が作成したもの。第24条及び第25条において同じ。)を第三者に提供するときは、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第24条 技術センターは、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成のために用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第22条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第25条 技術センターは、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を第8条及び第21条に順次行い、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(漏えい等が発生した場合の対応)

第26条 技術センターは、個人情報の漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知するものとする。

2 技術センターは、個人情報の漏えい等が発生した場合は、2次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表するものとする。

(守秘義務)

第27条 個人情報を取り扱う事務において知り得た情報に関する取扱いは、技術センター守秘義務に関する事務取扱要領を適用する。

(委任)

第28条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成２８年１月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２９年５月３０日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年１０月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１日から適用する。

別表（第 20 条関係）

財団が保有する 文書等の区分	供 与 す る 物 品 の 種 別	単 位	金 額 (税別)
文書又は図画 (白黒刷り)	紙（日本工業規格 A 列 3 番以内）	1 枚（面） につき	2 0 円
文書又は図画 (カラー刷り)	紙（日本工業規格 A 列 3 番以内）	1 枚（面） につき	5 0 円
電磁的記録	光ディスク（CD-R 700MB）	文書又は図画の例と同様	

様式第 1 号

個人データ取扱事務登録簿

個人データ取扱事務所管課名		登 録 年 月 日			
		年 月 日			
個人データ取扱事務の名称		変 更 年 月 日			
		年 月 日			
個人データ取扱事務の目的					
個人データの対象者の範囲					
個人データの記録項目	基本的事項	☐ 識別番号	☐ 氏名	☐ 住所・電話番号	☐ 性別
		☐ 生年月日	☐ 本籍・国籍	☐ その他（ ）	
	家庭生活	☐ 親族関係	☐ 婚姻歴	☐ 家族状況	
		☐ その他（ ）			
	社会生活	☐ 職業・職歴	☐ 学業・学歴	☐ 資格	☐ 賞罰
		☐ 成績・評価	☐ その他（ ）		
	資産・収入	☐ 財産・収入	☐ 納税状況	☐ 公的扶助	
		☐ その他（ ）			
その他	☐ 趣味・嗜好	☐ 意見・要望	☐ 相談内容		
	☐ その他（ ）				
個人データの主な収集先		☐ 本人 ☐ 本人以外（根拠： ）			
		収 集 先 の 区 分	☐ 官公庁 ☐ その他（ ）		
個人データの経常的な目的 外利用及び提供の状況		☐ 有（根拠： ） ☐ 無			
		利 用 及 び 提 供 先 の 区 分	☐ 財団内部 ☐ 官公庁 ☐ その他（ ）		
個人データの処理形態		☐ 電子計算機処理 ☐ 手作業処理			
		電子計算機等 の結合による	☐ 有 根拠： ☐ 法令等（名称： ） ☐ 公益上の理由		
		提 供 の 有 無	☐ 無		
個人データ取扱事務の委託の状況		☐ 有（委託の内容： ） ☐ 無			
個人データファイルの名称		①		②	
		③		④	
		⑤		⑥	
備 考					

様式第 2 号

保有個人データ開示等請求書	
(提出年月日) 年 月 日	
公益財団法人とちぎ建設技術センター 理事長 様	
請求者 (☐ 本人 ☐ 代理人) 氏 名 住 所 電話番号 連絡先 (本人の氏名)	
公益財団法人とちぎ建設技術センターが取り扱う個人情報の保護に関する事務処理 要領第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条の規定に基づき、次のとおり請求します。	
個人データ記録の件 名又は内容	
請求の内容	☐ 開示 ☐ 訂正等 ☐ 利用の停止等
本人であることを 証明する書類	
備 考	
(記入方法等) 1 該当する ☐ 欄にチェックしてください。 2 「請求の内容」欄の開示方法について、書面以外の方法による場合は、その旨を 御記入ください。 3 請求者は、請求書提出後に、身分を証明するもの及び本人 (法定代理人を含む。) であることを確認できるものを御提示ください。 4 代理人の方は、本人の氏名も御記入の上、代理権を有することを証明する書面を 添付してください。	

様式第 3 号（全部開示の場合）

と建技第 号
年 月 日

様

公益財団法人とちぎ建設技術センター
理事長

保有個人データの開示の請求について（回答）

年 月 日付けで請求のありました保有個人データの開示については、次のとおり、保有個人データの全部を開示することとしましたので通知します。

開 示 申 出 に 係 る 保 有 個 人 デ ー タ		
開 示 の 実 施 の 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日 時 分から
	場 所	(電話番号 - -)
担 当 部 課	(電話番号 - -)	
備 考		

- (注)
- 1 保有個人データの開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
 - 2 法定代理人が開示を受ける場合は、1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
 - 3 上記の日時にお出でにならない場合は、あらかじめ担当部課へ連絡してください。

様式第 4 号（部分開示の場合）

と建技第 号
年 月 日

様

公益財団法人とちぎ建設技術センター
理事長

保有個人データの開示の請求について（回答）

年 月 日付けで請求のありました保有個人データの開示については、
次のとおり、保有個人データの一部を開示することとしましたので通知します。

開 示 申 出 に 係 る 保 有 個 人 デ ー タ			
開 示 を し な い 部 分 及 び そ の 理 由			
開 示 の 実 施 の 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日 時 分から	
	場 所	(電話番号 - -)	
担 当 部 課	(電話番号 - -)		
備 考			

- (注)
- 1 保有個人データの開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
 - 2 法定代理人が開示を受ける場合は、1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
 - 3 上記の日時にお出でになれない場合は、あらかじめ担当部課へ連絡してください。

様式第 5 号（非開示の場合）

と建技第 号
年 月 日

様

公益財団法人とちぎ建設技術センター
理事長

保有個人データの開示の請求について（回答）

年 月 日付けで請求のありました保有個人データの開示については、
次のとおり、保有個人データを開示しないこととしましたので通知します。

開 示 申 出 に 係 る 保 有 個 人 デ ー タ	
開 示 を し な い 理 由	
担 当 部 課	(電話番号 — —)
備 考	

様式第 6 号（全部訂正する場合）

と建技第 号
年 月 日

様

公益財団法人とちぎ建設技術センター
理事長

保有個人データの訂正の請求について（回答）

年 月 日付けで請求のありました保有個人データの開示については、
次のとおり、保有個人データの全部を訂正することとしましたので通知します。

開 示 申 出 に 係 る 保 有 個 人 デ ー タ	
訂 正 請 求 の 内 容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 部 課	(電話番号 ー ー)
備 考	

様式第 7 号（部分訂正の場合）

と建技第 号
年 月 日

様

公益財団法人とちぎ建設技術センター
理事長

保有個人データの訂正の請求について（回答）

年 月 日付けで請求のありました保有個人データの訂正については、
次のとおり、保有個人データの一部を訂正することとしましたので通知します。

訂 正 申 出 に 係 る 保 有 個 人 デ ー タ	
訂 正 請 求 の 内 容	
訂 正 の 内 容 及 び そ の 理 由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 部 課	(電話番号 - -)
備 考	

様式第 8 号（非訂正の場合）

と建技第 号
年 月 日

様

公益財団法人とちぎ建設技術センター
理事長

保有個人データの訂正の請求について（回答）

年 月 日付けで請求のありました保有個人データの訂正については、
次のとおり、保有個人データを訂正しないこととしましたので通知します。

訂 正 申 出 に 係 る 保 有 個 人 デ ー タ	
訂 正 請 求 の 内 容	
訂 正 を し な い 理 由	
担 当 部 課	(電話番号 ー ー)
備 考	

様式第 9 号（全部利用停止等する場合）

と建技第 号
年 月 日

様

公益財団法人とちぎ建設技術センター
理事長

保有個人情報の利用停止等の請求について（回答）

年 月 日付けで請求のありました保有個人データの利用停止等については、次のとおり、保有個人データの全部を利用停止等することとしましたので通知します。

利用停止等請求に係る保有個人データ	
利用停止等請求の内容	
利用停止等の内容	
利用停止等年月日	年 月 日
担 当 部 課	(電話番号 - -)
備 考	

様式第 1 0 号（部分利用停止等の場合）

と建技第 号
年 月 日

様

公益財団法人とちぎ建設技術センター
理事長

保有個人データの利用停止等の請求について（回答）

年 月 日付けで請求のありました保有個人データの利用停止等については、次のとおり、保有個人データの一部を利用停止等することとしましたので通知します。

利用停止等請求に係る保有個人データ	
利用停止等請求の内容	
利用停止等の内容及びその理由	
利用停止等年月日	年 月 日
担 当 部 課	(電話番号 - -)
備 考	

様式第 1 1 号（非利用停止等の場合）

と建技第 号
年 月 日

様

公益財団法人とちぎ建設技術センター
理事長

保有個人データの利用停止等の請求について（回答）

年 月 日付けで請求のありました保有個人データの利用停止等につい
ては、次のとおり、保有個人データを利用停止等しないこととしましたので通知します。

利用停止等請求に係 る保有個人データ	
利用停止等請求の内容	
利用停止等をし ない理由	
担 当 部 課	(電話番号 — —)
備 考	

苦情相談処理簿

担 当 部 課 名		受付日	年 月 日
受 付 者	担当部課名 職・氏名		
区 分	1 来所 2 電話 3 その他 ()		
苦情申出者の住所 ・氏 名 等	(電話 — —)		
苦 情 の 内 容 等			
苦情に対する処理 経 過 及 び 結 果			